

## 井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内の住宅に太陽光発電システムを設置する者に対して、井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、地球温暖化の防止及び環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 主に居住を目的とした住宅（店舗、事務所等と兼用しているものを含む。）
- (2) 太陽光発電システム 太陽光を利用して発電を行うシステムで、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。
  - ア 太陽電池容量（日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。ただし、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）が10kw未満のものであること。
  - イ 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしていること。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 井手町内に住所を有している者
- (2) 自ら居住している井手町内の住居に電力を供給する目的で、太陽光発電システムを設置している者
- (3) 一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の補助金交付決定通知書を受領した者
- (4) 町税を滞納していない者
- (5) 同一の住宅において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は太陽光発電システムの最大出力の値（出力の単位はkwとし、その値に小数点以下2桁未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に3万円を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

2 補助金の上限額は、10万円とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、J-PECが行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定通知書を受領した日の翌日から1年以内に、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に

提出しなければならない。

- (1) J-P E Cが行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の補助金交付申請書（兼完了報告書）及び補助金交付決定通知書の写し
- (2) 太陽光発電システムの設置状態が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類  
(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（別記第3号様式）により、それぞれ通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助対象者は、補助金交付請求書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の取消しを受けた者が既に補助金の交付を受けていたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協力)

第10条 町長は、この要綱による補助金を受けた者に対し、必要に応じて太陽光発電システムに関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、平成22年 4月 1日以降に太陽光発電システムの設置工事を着手し

た者に適用する。ただし、既に太陽光発電システムの設置されている住宅を購入した場合にあっては、同日以降に当該住宅の売買契約を締結した者にこれを適用する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

井手町長 様

申請者 住 所

氏 名

⑩

電話番号

井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

太陽 光発 電シ ステ ム	設置場所	綴喜郡井手町大字
	設置した住宅の所有者	
	設置した住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
太 陽 電 池	形式名	
	製造業者 (メーカー名)	
	最大出力	k w (小数点以下2桁未満の端数切り捨て)
補助金交付申請額		円 (1, 000円未満の端数切り捨て)
区分		<input type="checkbox"/> 既存又は新築の住宅に太陽光システムを設置した場合 <input type="checkbox"/> 太陽光発電システム付き住宅を購入した場合
工事着手日		年 月 日

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

井手町長

井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金について下記のとおり決定しましたので、井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

交付金額

円

別記第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

井手町長

井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金不交付通知書

年 月 日付で申請のありました井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金について不交付となりましたので、井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

井手町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先

補助金払込先(申請者名義の口座に限る)

金融機関名	(銀行・信用金庫・農協)	支店
預金の種別	(普通預金・当座預金)	
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		